

告 示

埼玉県川越県税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県川越県税事務所長 林 裕 治

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社山口油材	代表取締役 山口 佳郎	埼玉県川越市大字小仙波六百七十一	平成二十七年九月三十日